

## 行田市奨学金返還支援金制度Q&A

### Q1: 申請はどのようにすればいいのか。

A1: 申請については、ホームページを確認の上、以下の申請書類を行田市役所企画政策課に持参、郵送、メールのいずれかの方法によりご提出ください。

#### 【申請時必要書類一式】

1. 行田市奨学金返還支援金交付申請書(様式第1号)
2. 奨学金貸与機関が発行する奨学金の返還金額を証するもの
3. 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
4. 申請者の住民票の写し
5. 勤務先及び就職年月日を証するもの(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)。個人営業主又はその事業専従者の場合は、自らの業を営むことを証する書類(登記事項証明書、開廃業等届出書等の写し等)
6. 誓約書兼承諾書(様式第2号)
7. 奨学金返還支援金初回申請時アンケート

#### 【問い合わせ先】

埼玉県行田市役所企画政策課  
〒361-8601 埼玉県行田市本丸2番5号  
電話番号:048-556-1111 FAX:048-553-1355  
メールアドレス:[kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp](mailto:kikakuseisaku@city.gyoda.lg.jp)

### Q2: 就業先は市内企業限定なのか。

A2: 就業先は市内・市外問いません。(行田市在住であれば、例えば群馬県内の企業に就職していても対象となります)

### Q3: 支援金の交付対象者に所得制限はあるのか。

A3: 所得制限はありません。

### Q4: 交付要件の年度末時点で30歳以下の者とはどういうことか。

A4: 申請年度の3月末時点で30歳以下であること。

(例)令和6年度中に申請する場合(令和6年4月～令和7年3月に返還した奨学金)  
・令和7年3月31日時点で30歳(平成7年3月31日生)までの方が支援対象

### Q5: 返還金の中の利子分については、支援対象となるのか。

A5: 利子相当分を含めた返還額が支援対象となります。ただし、返還実績報告時に元金と利子分が分かるようにしてください。

### Q6: 申請する返還金額の端数はどうなるのか。

A6: 支援金額については、1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとなります。

(例)

月額返還額: 13,371 円 × 12 か月 = 160,452 円(年間返還額)

・支援金額 = 160,450 円(1円未満切り捨て)

**Q7: 日本学生支援機構以外の奨学金は対象となるのか。**

A7: 給付型の奨学金以外であれば、支援対象となる可能性がありますので、企画政策課までお問い合わせください。

**Q8: 他の奨学金返還支援金を利用している場合は支援対象となるのか。**

A8: 他の奨学金返還支援金を利用している場合には、その支援金が優先となりますので、その額を差し引いた金額が交付対象となります。なお、支援金交付後に、別の支援金の利用が確認された場合には、返還の対象となります。

**Q9: 実績報告時に提出する奨学金返還の事実を証するものとは何か。**

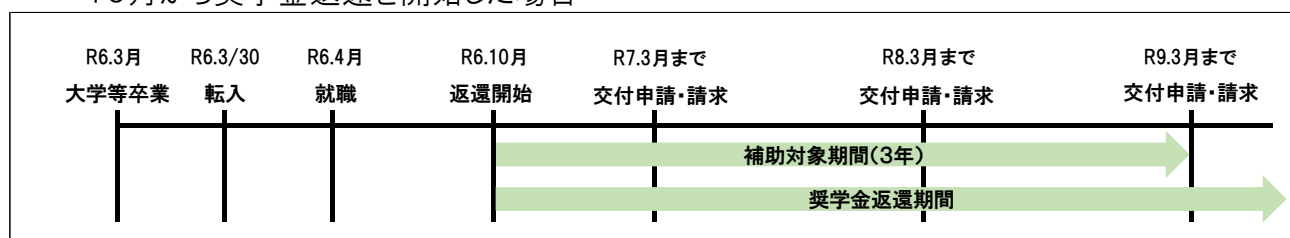
A9: 申請年度中に奨学金の支払いを行ったことがわかる書類(通帳の写し等)を提出していただきます。

**Q10: 令和6年2月1日以降に行田市に転入すれば、本制度の申請日は3年後でもよいのか。**

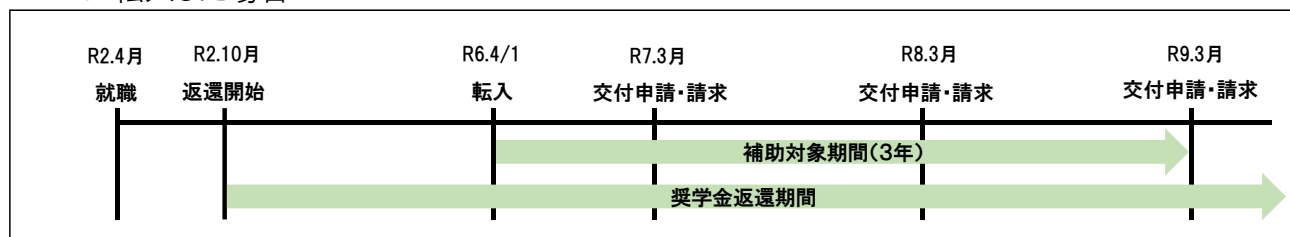
A10: 令和6年2月1日以降に行田市に転入し、申請時点で本市に住民登録があり、就業している方、また、申請時に属する年度末時点で30歳以下の方であれば、転入から3年後でも申請の対象となります。  
ただし、現時点の初回申請受付は令和8年度末までを予定しております。(継続未定)

**【支援期間の例】**

例①: 令和6年3月末に大学等を卒業し、令和6年4月に就職と同時に本市に転入し、同年10月から奨学金返還を開始した場合



例②: 令和2年4月に就職し、同年10月に奨学金返還を開始。その後、令和6年4月に本市に転入した場合



※ 本事業は令和6年度～令和8年度の3年間において初回申請を受け付ける予定であり、令和9年度以降に本事業を継続するかは現時点で未定です。

※ なお、令和8年度までに初回申請された場合には、3年間は補助対象となります。